

ID: 54

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	使用目的等の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市福祉会館条例施行規則 第7条		
例 規 番 号	平成13年規則第81号		
【根拠条文】 (使用目的等の変更手続) 第7条 第4条又は第5条の規定により団体使用許可書又は使用許可書の交付を受けた後、目的、日時、人員等に変更が生じたときには、市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の規定による変更の申請は、第4条の規定により許可を受けたものについては、福祉会館団体使用変更申請書(様式第6号)を提出することにより、第5条の規定により許可を受けたものについては、予約システムにより行うこととする。 3 市長は、第1項の変更の申請を適当と認めたときは、福祉会館団体使用変更許可書(様式第7号)又は福祉会館変更許可書(様式第8号)を交付するものとする。ただし、別の方法により許可した旨を通知することができるときは、福祉会館変更許可書を省略することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日